

市町村合併に伴う福祉事務所の取組みに関する事例集

平成16年6月

厚生労働省社会・援護局総務課

【I はじめに】

現在、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づいて、全国の自治体で市町村合併の準備が精力的に進められており、福祉事務所についても、郡部福祉事務所から市部福祉事務所に再編されるもの、新たに事務所を設置するものなど、多様な形態に応じた関係業務の円滑な移管などが重要な課題となっているところです。

そこで、近年に福祉事務所の再編等が行われたものの取組事例を収集し、どのような課題があったのか、どのような工夫がなされたのか等について取りまとめ、同様の準備を進めている他の自治体に情報提供することといたしました。

これらのうち、香川県と沖縄県の事例については平成15年3月4日の社会・援護局関係主管課長会議における総務課資料において、また長崎県と熊本県の事例については、平成16年3月2日の同資料においてご紹介したのでそちらをご覧くださいこととし、ここでは、その他の自治体の取組事例について収載いたしましたので、準備を進められる中での参考としてご活用いただければ幸いです。

なお、この調査にあたって、ご多忙の中をご協力いただいた関係自治体の皆様にあらためて深く感謝申し上げます。

平成16年6月

厚生労働省社会・援護局総務課

【目次】

		(頁)	
I	はじめに		
II	調査のまとめ	1	
III	事例集	5	
	(自治体及び福祉事務所名)	(合併自治体)	
		(合併期日)	
		(頁)	
	〈I：町村合併による市制施行で福祉事務所新設〉		
1	茨城県 潮来市福祉事務所	潮来町、牛堀町	13.4.1 . . . 5
2	山梨県 南アルプス市福祉事務所	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	15.4.1 . . . 11
3	岐阜県 山県市福祉事務所	高富村、伊自良村、美山町	15.4.1 . . . 17
4	岐阜県 瑞穂市福祉事務所	瑞穂町、巢南町	15.5.1 . . . 23
	〈II：市と町村の合併〉		
5	山口県 周南市福祉事務所	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	15.4.21 . . . 29
6	福岡県 宗像市福祉事務所	宗像市、玄海町	15.4.1 . . . 35
7	北海道 函館市福祉事務所	函館市、戸井町、恵山町、楳法華村、南茅部町	16.12.1 . . . 39
8	岩手県 大船渡市福祉事務所	大船渡市、三陸町	13.11.15 . . . 43
9	茨城県 つくば市福祉事務所	つくば市、荃崎町	14.11.1 . . . 49
10	新潟県 新潟市福祉事務所	新潟市、黒埼町	13.1.1 . . . 55
11	愛媛県 新居浜市福祉事務所	新居浜市、別子山村	15.4.1 . . . 59
12	広島県 福山市福祉事務所	福山市、内海町、新市町	15.2.3 . . . 63
13	広島県 廿日市市福祉事務所	廿日市市、佐伯町、吉和町	15.3.1 . . . 67
14	広島県 呉市福祉事務所	呉市、下蒲刈町	15.4.1 . . . 71
	〈III：一町の市制施行に伴う福祉事務所新設〉		
15	茨城県 守谷市福祉事務所	守谷町	14.2.2 . . . 75
16	千葉県 白井市福祉事務所	白井町	13.4.1 . . . 81
17	千葉県 富里市福祉事務所	富里町	14.4.1 . . . 87
18	滋賀県 栗東市福祉事務所	栗東町	13.10.1 . . . 91
IV	参考資料 (調査票)		97

【Ⅱ 調査のまとめ】

調査について

- ・ 調査の方法・・・平成13年度以降、市町村合併を行った17自治体及び今後合併予定の1自治体の担当者に当係より調査票（参考資料参照）を送付し、回答いただいたうえで、必要に応じて訪問又は電話による聞き取り調査を行った。
- ・ 調査の時期・・・平成15年11月～平成16年2月
- ・ 事例のまとめ・・・18自治体の事例を合併の経緯、福祉事務所設置に係る事務引継、組織的な面での課題やそれに対する取組み、また住民サービスの変化などを中心に、合併等の形態を以下の3類型に分類してまとめた。

I：町村合併による市制施行で福祉事務所新設	1～4
II：市と町村の合併	5～14
III：一町の市制施行に伴う福祉事務所新設	15～18

調査表からの意見：要約

今回の調査では、新たな事務となる生活保護の事務の移管を中心として、どのような苦労があり、また組織運営上どのような課題が生じたか、更に住民サービスにどのような変化が見られたかという点について質問し、各自治体から以下の意見を得た。（要約）

〈特に多大な時間や労力を要した引継ぎや事務等〉

- ・ 新市において新たな事務となる生活保護については、県本庁による制度の説明と事務移行の計画策定に時間を要した。（潮来市）
- ・ 生活保護については、数日の事務的研修や書類による引継ぎで修得出来る業務内容ではないことから、生活保護ケースワーカーとして発令し、ケース訪問による現地での引継ぎや実際の訪問調査等において研修を受けることが必要。（南アルプス市）
- ・ 町村職員2名を5ヶ月間郡部福祉事務所に派遣し、引継ぎ研修を受ける。（南アルプス市）
- ・ 職員数人を1～2ヶ月間、県地域福祉事務所に派遣して研修を受けたが、経験の浅い担当者場合は、より多くの研修が必要であった。（山口市）
- ・ 児童扶養手当、特別障害者手当等の認定事務について各種のケースがあるため、県の指導を受けながら進めている。（山口市）
- ・ 合併1年前からワーキング・グループを設置して、福祉施策等についての検討項目を設定し、前期は月に1～2回程度、後期（合併半年前）は頻りに調整方針を協議した。（瑞穂市）
- ・ 生活保護について、2市間での協議を行い、併行して2町担当の県福祉事務所と協議を行った。その後協議内容を2町担当課へ報告、協議を行うといった手順であったため、項目別（経理業務、医療業務及び電算入力等）の協議に時間を要したが、この方法により、合併後の円

滑な業務遂行が実現した。(周南市)

- ・ 合併協議会設置後、その中に専門部会を設置して両市町の課題一元化を検討したが、多くの時間を要した。(宗像市)
- ・ 合併決定後、データ移管を行ったが、データチェックに時間を要した。(宗像市)
- ・ 児童扶養手当、ケース等県からの引き継ぎを必要とする事務については、事務引継の会議を数回実施した。(廿日市市)
- ・ 生活保護業務に関しては、引継に関する打ち合わせを数回行ったが、県と同様の電算システムを利用していたことや、1ヶ月程度、県の職員に同行して引継を受ける生活保護世帯を訪問したことで、概ね円滑に引継を行うことができた。(廿日市市)
- ・ 国・県の補助金及び負担金の実績報告事務、決算事務等、障害福祉関係、高齢者福祉関係等の合併町からのデータ移行事務、及び呉市独自のサービスを合併町の対象者に提供するための事務に多くの時間を要した。(呉市)
- ・ 業務の円滑な引継ぎのため、市制施行年度当初より事務移行の計画を策定し、事務移管の打合せを随時開催するとともに、生活保護業務については予め地区担当者を決め、県郡部福祉事務所のケースワーカーとの同行訪問による研修に努めた。(栗東市)

(今後人事面や組織面で更に見直しが必要と考える事項)

- ・ 福祉事務所内の面接室が1ヶ所のため、相談者が重なった時の場所の確保に苦慮している。(潮来市)
- ・ 有資格者の確保。(潮来市)
- ・ 生活保護ケースワーカーについて、業務内容の特殊性を考慮し、3年を目処にバランスのとれた人事異動を考えていく。(南アルプス市)
- ・ 障害担当窓口は精神・身体障害者福祉司などの専門的職員の配置を早急に検討する。(南アルプス市)
- ・ 利用者が専門的な相談等を不安なくできる福祉事務所のワンストップサービス体制の構築を目指す。(南アルプス市)
- ・ 生活保護業務において査察指導員と現業員2名が訪問指導に出かけると、福祉事務所内で面接すべき職員が不在になるため、現業員の増員を要求している。(山県市)
- ・ 現業員については、兼任ながら社会福祉法第16条第2号に定める定数より1名増としているが、今後、福祉六法及び他法の事務の仕事量及び市民の福祉需要が増加すれば必然的に業務運営体制の再検討をせざるを得ない。(瑞穂市)
- ・ 生活保護については、本庁と新南陽総合支所の二カ所で業務が行われているが、利用者の利便性を考慮すると、所管区域の変更、更には業務の一本化の検討が必要。(周南市)
- ・ 保育所について、旧大船渡市は法人立、旧三陸町は公立であるため、保育担当が本庁と支所

に配置されているが、事務の効率化のため本庁で一括して行うよう検討している。(大船渡市)

- ・要否判定等の決定については、地縁血縁等による要因が影響してしまうのではないかとの議論もでており、今後ケースワークの担当割りも含めて検討を行っていくこととしている。(函館市)
- ・生活保護に関しては、1階でケースワーク関係業務、3階で経理・統計関係業務と担当が別れているため、事務を円滑に進める上で連絡を取り合うことが必要。(白井市)
- ・旧内海町管内の生活保護業務を本庁の福祉事務所に移行する際、ケースワーカーの増員を行っていないため、今後人員体制の見直しを検討(廿日市市)
- ・生活保護のケースの増加及び複雑な事案も年々増加しているため、経験ある職員の配置が必要。(廿日市市)

〈事務の移管前後で、住民サービスの質に変化が生じた事例等〉

- ・福祉事務所が身近なものとなり、住民へのサービスが増大した。(潮来市)
- ・業務が新市福祉事務所一本化になったため、旧牛堀町民には若干遠くなり不便になった。(潮来市)
- ・当市は、旧町村ごとに支所を設置し経験者を配置することで、合併前と同じように相談、申請受付等の福祉サービスの対応をしており、特に変化は無い。(南アルプス市)
- ・情報社会のなか住民サイドからの関心が高まっているため、利用者の情報処理能力に合わせた情報の収集、提供が必要である。(山県市)
- ・当市福祉事務所の所轄面積は、28.18km²で、広さも適当であり、市民へのサービス提供体制について、特に問題は発生していない。(瑞穂市)
- ・瑞穂市役所巢南庁舎(旧巢南町庁舎)に市民窓口課を置き、申請受付や給付等の窓口業務を引き続き実施している。(瑞穂市)
- ・瑞穂市役所(旧穂積町庁舎)と瑞穂市役所巢南庁舎(旧巢南町庁舎)間における文書の配送については、(財)瑞穂市施設管理公社に委託し、毎日午前10時と午後3時に「メール便」と称して実施しており、申請書等の処理が遅滞することがないように配慮している。(瑞穂市)
- ・旧市・町で異なっていたサービス提供について、サービス内容の良い(高い)方に均一化を図った。(大船渡市)
- ・生活保護の所管区域が拡大したため、1件の訪問に要する時間が長くなったので、効率的な業務運営が課題となっている。(大船渡市)
- ・市制施行時に福祉事務所内に保健福祉相談室を設け、保健福祉に係る相談業務を行い、問題ケースの相談については、担当者で構成する検討会議で今後の処遇について検討するなど、保健福祉の連携を図っている。(白井市)

【Ⅲ 事例集】

I-1 茨城県潮来市福祉事務所

- ・平成13年4月、茨城県潮来町と牛堀町の合併により「潮来市」設置。

【基本的事項】

〈福祉事務所名及び所在地〉

潮来市福祉事務所

茨城県潮来市辻 626 番地

TEL 0299-63-1111 fax 0299-80-1410

〈設置年月日〉

- ・平成13年4月1日
- ・2町合併による市制施行に伴う福祉事務所の新設
- ・潮来町及び牛堀町 → 潮来市

〈市町村合併に向けた取り組み開始から合併までの主な経緯〉

- 平成11年8月 . . . 潮来町・牛堀町合併協議会発足
- 平成12年12月 . . . ケースワーカーの研修のため県福祉事務所に2名派遣
- 平成13年1月 . . . 県から移管事務一覧が示される
- 3月 . . . 県から最終事務引継ぎ
- 4月 . . . 潮来市福祉事務所設置

〈福祉事務所の設置状況（建物等）について〉

- ・市役所本庁舎に増築 135㎡ 軽量鉄骨平屋建

〈条例規則等の整備状況〉

- ・潮来市福祉事務所設置条例（平成13年4月1日施行）
- ・潮来市福祉事務所長事務委任規則（平成13年4月1日施行）

〈住民、対象者への周知方法（広報活動等含む）〉

- ・ 潮来市広報紙（平成 13 年 4 月発行）に福祉事務所業務について掲載した。

【組織・人材に関する事項】

〈必要な職員数の確保や配置換えについて〉

- ・ 市制施行にあたって経験のある現業員、査察指導員がいないため、県本庁に対し査察指導員 1 名を当市福祉事務所に派遣してもらうよう要請した。

〈必要な有資格者の確保について〉

- ・ 社会福祉主事任用資格保有者 2 名が配属になったが、平成 14 年 4 月人事異動により 1 名減となった。
- ・ 社会福祉士の職員採用を要望し、平成 15 年度 1 名採用になった。
- ・ 福祉関係の有資格者が少なく資格取得にむけた対応が必要である。

〈県や他機関との人事交流、研修派遣等の状況〉

- ・ 合併前に潮来町・牛堀町から職員を 1 名ずつ、銚田地方福祉事務所に派遣し研修を行った。
（平成 12 年 12 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日まで）
- ・ 平成 13 年 4 月 1 日合併と同時に県の職員（査察指導員 1 名）の派遣を受け入れている
（平成 15 年 3 月 31 日まで）。
- ・ 平成 14 年 4 月 1 日から 1 年間、査察指導員を養成する目的で、潮来市職員 1 名を銚田地方福祉事務所に派遣した。

〈県本庁による研修等の支援施策以外の独自による取り組み〉

- ・ 生活保護業務が円滑に行われるよう、コンピューター会社に委託し、生活保護電算システム操作の研修を 3 回実施した。

〈特に多大な時間や労力を要した引継や事務等〉

- ・ 新市において新たな事務となる生活保護については、県本庁による制度の説明と事務移行（組織、規程、施設、設備、書籍等、諸用紙、予算、負担金、補助金、保護費の支給等）の計画策定に時間を要した。

〈人事面や組織面で今後見直しが必要な事項〉

- ・ 潮来市福祉事務所内の面接室が1ヶ所のため、相談者が重なった時の場所の確保に苦慮している。
- ・ 有資格者の確保。

【住民サービスにおける事項】

〈事務の移管前後で、住民サービスの質に変化が生じた事例等〉

- ・ 福祉事務所が身近なものとなり、住民へのサービスが向上した。
- ・ 業務が新市福祉事務所一本化になったため、旧牛堀町民には若干遠くなり不便になった。

茨城県潮来市福祉事務所
事務等移管イメージ

合併前
茨城県銚田地方福祉事務所内
の2町が合併予定

合併後
2町が合併して潮来市となる

茨城県（本庁）

- ・事務移管等マニュアル作成による支援
- ・生活保護関係の説明会
- ・生活保護指導員等の派遣
- ・生活保護事務に関する情報提供等

合併協議会との積極的な打合せ及び情報提供等

新市合併協議会

人口	25,708
保護世帯数	94
保護率	5.20
牛堀町	
人口	6,085
保護世帯数	22
保護率	4.20

現業員研修のため職員等の

生活保護システムのデータ移管等

銚田地方福祉事務所

- ・合併前は9町1村を所管
- ・合併後は銚田地方福祉事務所が7町1村を所管

潮来市

- ・潮来市福祉事務所
- ・市役所(旧潮来町役場を使用)
- ・福祉事務所は市役所に増築

銚田地方福祉事務所

- 旭村
- 銚田町
- 大洋村
- 神栖町
- 波崎町
- 麻生町
- 北浦町
- 玉造町

- 旭村
- 銚田町
- 大洋村
- 神栖町
- 波崎町
- 麻生町
- 北浦町
- 玉造町

潮来市福祉事務所事務移管スケジュール

新福祉事務所
所開所 13.4

事	項	24月前	12月前	12月後	24月後	36月後
県福祉担当部局による福祉事務所設置支援			12.12～			
生活保護業務移管支援			13.3			
町(市)より県福祉事務所へ職員の派遣			12.12～	14.4～		
県より市福祉事務所へ職員の派遣				13.4～H15.3		
生活保護等の電算システムの移行			13.3			

I-2 山梨県南アルプス市福祉事務所

- ・平成15年4月、山梨県6町村が合併して「南アルプス市」設置。

【基本的事項】

〈福祉事務所名及び所在地〉

南アルプス市福祉事務所

南アルプス市小笠原376番地

電話番号 055-282-6197 FAX 055-282-1112

〈設置年月日〉

平成15年4月1日

八田村、白根町、芦安町、若草町、櫛形町、及び甲西町→「南アルプス市」

〈市町村合併に向けた取り組み開始から合併までの主な経緯〉

・福祉事務所開設準備については、合併協議会住民専門部会福祉・保健分科会内4班（高齢者総務班・保健福祉班・児童福祉班・障害福祉班）から各2名（計8名）を選出し、新市施行の5ヶ月前に新たに福祉事務所設置検討班を設けて必要な検討事項の協議を行うなかで、合併準備室と調整をして平成15年4月1日の市施行に至った。

・市施行に伴い県からの移管業務で生活保護業務については、他の移管業務とは異なり数日の事務研修や書類引継ぎで修得できる事務内容ではないため、生保ワーカーとして現地研修と事務引継ぎを兼ねて2名の職員を5ヶ月間派遣した。

また、新市施行から2年間は、県より生保業務を統括指導する査察指導官1名が派遣されている。

〈福祉事務所の設置状況（建物等）について〉

・市施行と同時での新本庁舎の建設計画も不可能であるため、既存施設で一番大きな建物（旧櫛形町役場庁舎）を本庁舎としている。

・現状では同一建物内で福祉事務所スペースの確保が無理であったため、福祉課（社会福祉担当・障害福祉担当・児童福祉担当）が市役所本庁舎1階（旧櫛形町役場庁舎）に、介護福祉課（高齢者福祉担当・介護保険担当・認定支援担当）が本庁舎から離れた櫛形健康センター1階にと、2課が別々の建物で業務を行っている。

・福祉行政を円滑に推進するためには福祉部門が同じフロアで連携することが必要不可欠であることから、平成17年4月の組織機構の見直しに合わせ、福祉事務所機能の統合に向けて検討をしている。

〈条例規則等の整備状況〉

- ・市政施行に伴い整備した。

〈住民、対象者への周知方法（広報活動等含む）〉

周知方法は、広報・CATV・及び各地区への新市説明会等で行った。

〈発足時のトラブルなど〉

- ・市施行後は、旧町村毎に支所体制をとり、福祉サービス利用、相談等を受け付けることで大きなトラブルを避けるようした。
- ・しかし、障害関係で措置制度から支援費制度への移行が市制施行と重なったこともあり、半年程は事務対応に戸惑い等が生じた。

【組織・人材に関する事項】

〈必要な職員数の確保や配置換えについて〉

- ・職員の確保のなかでも、生活保護を担当する2名の職員については、資格や資質などで人選が難しかった。
- ・生活保護の移管業務については、数日の事務研修や書類引継ぎで修得出来る事務内容ではないことから、生保ケースワーカーとして2名を派遣し、11月1日から3月31日までの5ヶ月間で引継ぎ研修を行った。各町村でも限られた人員内で合併まで残り少ない期間に他の業務の整理等も山積みのなかでの職員人選は大変であった。
- ・そのためにも合併により、福祉事務所を設置し生保業務の移管が生ずる場合は、中途人選より定期異動時に長期研修があることを踏まえて、福祉関係については派遣職員（出来れば社会福祉主事資格者）人事課と検討していることが望ましい。
- ・新市施行から2年間については、なれない生保業務を行うために業務統括できる経験豊富な査察指導官1名の派遣を県に要請した。

〈必要な有資格者の確保について〉

- ・発足時、社会福祉主事任用資格者2名がいたため、生活保護ケースワーカーの確保は出来た。
- ・当事務所では、福祉担当職員の社会福祉主事任用資格未保有者については毎年2～3人の職員に通信講座の受講を行っていく予定である。

〈県や他機関との人事交流、研修派遣等の状況〉

- ・ 新市施行から2年間、県より生活保護業務を統括する査察指導員1名の派遣を受け入れている。(県派遣職員の人件費は県負担)
- ・ 平成16年度から市保健福祉部と県との人事交流(期間2年間)を実施していく予定である。

〈県本庁による研修等の支援施策以外の独自による取り組み〉

- ・ 当市では、旧町村の6地区に支所を置き、福祉関係の窓口相談・申請を行っていることから、支所職員と福祉事務所の打合せ及び研修等を随時実施している。

〈特に多大な時間や労力を要した引継ぎや事務等〉

- ・ 平成14年6月下旬に県福祉保健部(福祉保健総務部、児童家庭課)、峡中地域振興局(福祉保健企画課、長寿健康課、障害福祉課、家庭福祉課)及び福祉保健分科会職員で全体事前打合せを行い、福祉関係業務の移管について協議した。
- ・ なかでも生活保護移管業務については、数日の事務的研修や書類による引継ぎで修得出来る業務内容ではないことから、現地事務引継ぎ及び実際の訪問調査等を受けるため、生活保護ケースワーカーとして2名を県に派遣し、11月1日から3月31日までの5ヶ月間で引継ぎ研修を実施した。

〈人事面や組織面で今後見直しが必要な事項〉

- ・ 職員が福祉相談業務等に慣れたところで定期異動により、未経験者にかわってしまうことが多いため、これからの福祉業務への異動には経験、専門性等を優先した人事配置を考え、特に生活保護ケースワーカーについて、業務内容の特殊性を考慮し、3年を目処にバランスのとれた人事異動を考えていく。
- ・ 障害担当などの窓口対応は他部署とは異なり身体関係福祉司などの採用による専門的職員の配置を早急に検討する。
- ・ 利用者が専門的な相談等も不安なくできる福祉事務所体制と合わせ、施設・組織としてもワンフロアで利用者の利便性も考えるなかでのワンストップサービス体制の構築を目指す。

【住民サービスにおける事項】

〈事務の移管前後で、住民サービスの質に変化が生じた事例等〉

- ・ 当市は、旧町村ごとに支所を設置して経験者を配置しており、合併前と同じように相談、申請受付等の福祉サービスの対応をしていることから、特に変化は無い。

- ・しかし、平成17年4月に向け、組織機構の見直しにより支所体制の大幅な縮小又は廃止の検討が進められるなか、福祉サービスが後退しないよう同じ施設に福祉事務所を位置づけ、一箇所で福祉部門全部が対応できる体制づくりの検討を行っている。
- ・その場合、今までの支所より距離的に遠くなることも考え、福祉循環バスや福祉送迎サービスの検討も行っていく。
- ・組織機構の見直しにより、住民へのサービス提供体制に変化が生じるが、極端に変わることなく住民の利便性に繋げることが大きな課題となっている。